

# 海津市耐震改修促進計画

平成28年8月

目 次

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	-----	
1 想定される地震の規模	-----	1
2 人的被害の想定	-----	1
3 建物被害の想定	-----	2
第2 建築物の耐震化に係る目標	-----	
1 建築物の耐震化の現状	-----	3
(1) 住宅の耐震化の現状		
(2) 特定建築物の耐震化の現状	-----	7
2 建築物の耐震化の目標	-----	7
3 公共施設の耐震化の現状・目標	-----	8
(1) 市有施設における耐震化		
(2) その他公共施設における耐震化		
(3) 緊急輸送道路沿道の建築物		
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	-----	
1 耐震化の課題	-----	10
2 役割分担の考え方	-----	10
(1) 市民・事業者の役割		
(2) 市・県の役割	-----	
3 実施する事業の方針	-----	11
(1) 事業の考え方		
(2) 実施する事業	-----	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	-----	11
(1) 重点的に耐震化を図る地域		
(2) 重点的に耐震化を図る建築物		
第4 建築物の耐震化を促進する施策	-----	
1 安心して耐震化が行える環境整備	-----	13
(1) 海津市建築物等耐震化促進事業		
(2) 自治会等との連携	-----	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	-----	14
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供の充実	-----	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	-----	15
地震時の建築物の総合的な安全対策		
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	-----	
1 所管行政庁との連携	-----	15
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	-----	
1 計画の推進体制	-----	15

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく、海津市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「海津市耐震改修促進計画」という。）を平成28年度から32年度までの5年間を計画期間として定める。

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

### 1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

県が平成23年度から24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる地震は、南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老—桑名—四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）と想定している。

南海トラフの巨大地震については、本市としてみると震度6弱程度の揺れになり、液状化が発生すると予測している。

また、4つの内陸直下型地震については、それぞれの地震で震度6弱以上の揺れになり、特に養老—桑名—四日市断層帯地震においては震度7程度の揺れになり、液状化が発生すると予測している。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.93（震度6弱）	56.35
阿寺断層系地震	4.93（震度5弱）	3.50
跡津川断層地震	4.99（震度5弱）	10.88
養老—桑名—四日市断層帯地震	6.73（震度7）	53.34
高山・大原断層帯地震	4.82（震度5弱）	8.59

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

### 2 人的被害の想定

想定地震における被害想定では、人的被害は表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	11	23	346	40	3,893
阿寺断層系地震	0	0	2	0	98
跡津川断層地震	0	0	7	0	749
養老―桑名―四日市断層帯地震	193	389	1,495	670	10,352
高山・大原断層帯地震	0	0	1	0	340

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

### 3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-3のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

#### (1) 建物被害

市内の建物は、養老―桑名―四日市断層帯地震の場合、地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことにより4千棟強の建物が全壊すると予測されている。

#### (2) 地震火災

最も大きい被害が想定されるにおいて、養老―桑名―四日市断層帯地震で焼失棟数が43棟と予測されている。

表1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	1,145	2,802	2
阿寺断層系地震	34	61	0
跡津川断層地震	269	439	0
養老―桑名―四日市断層帯地震	4,096	5,302	43
高山・大原断層帯地震	126	194	0

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

### 1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、建築耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

#### (1) 住宅の耐震化の現状

海津市内の建築年代別住宅数（居住世帯あり）は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）等によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

（単位：戸）

年代別住宅数 建築年		平成20年調査		平成25年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧 基 準	昭和35年以前	1,470	13	1,150	10
	昭和36年～45年	800	7	930	8
	昭和46年～55年	2,220	20	2,330	21
	不詳			80	1
	計	4,490	40	4,490	40
新 基 準	昭和56年～平成2年	2,700	24	1,990	18
	平成3年～7年	1,330	12	1,300	11
	平成8年～12年	1,270	11	1,410	12
	平成13年～17年	840	8	990	9
	平成18年～20年9月、22年	460	4	660	6
	平成23年～25年.9			310	3
	不詳	20	1	130	1
計	6,620	60	6,790	60	
合計		11,110	100	11,280	100
耐震改修を行った住宅		380	3	190	2

「新基準建築物の住宅」については住宅・土地統計調査から6,790戸(約60%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震化した住宅」は同調査から190戸(約2%)、「耐震性を満たしている住宅」については、「木造住宅耐震診断 診断結果調査データ」からの推計により250戸(約2%)であることから、市内の住宅総数約11,280戸のうち7,230戸(約64%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状(平成25年)

住宅総数約 11,280戸	新基準建築物 6,790戸(60%)	住宅土地統計調査等 を基に算出	耐震化されている 住宅 7,230戸(64%)
	旧基準建築物 4,490戸(40%)		耐震性を満たしている住宅 250戸(2%) 耐震化した住宅 190戸(2%) 耐震性が不十分な住宅 4,050戸(36%)

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりである。

そのうち、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、ろう学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		若しくは養護学校	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	一	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	一	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化 した D	耐震性を 満たして いる E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号 防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	71	35	36	26	4	65	92%
1号 不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	5	5	0	0	0	5	100%
1号 特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	17	11	6	0	0	11	65%
計	93	51	42	26	4	81	87%
2号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	4	2	2	0	0	2	50%
3号 地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	10	6	4	0	0	6	60%

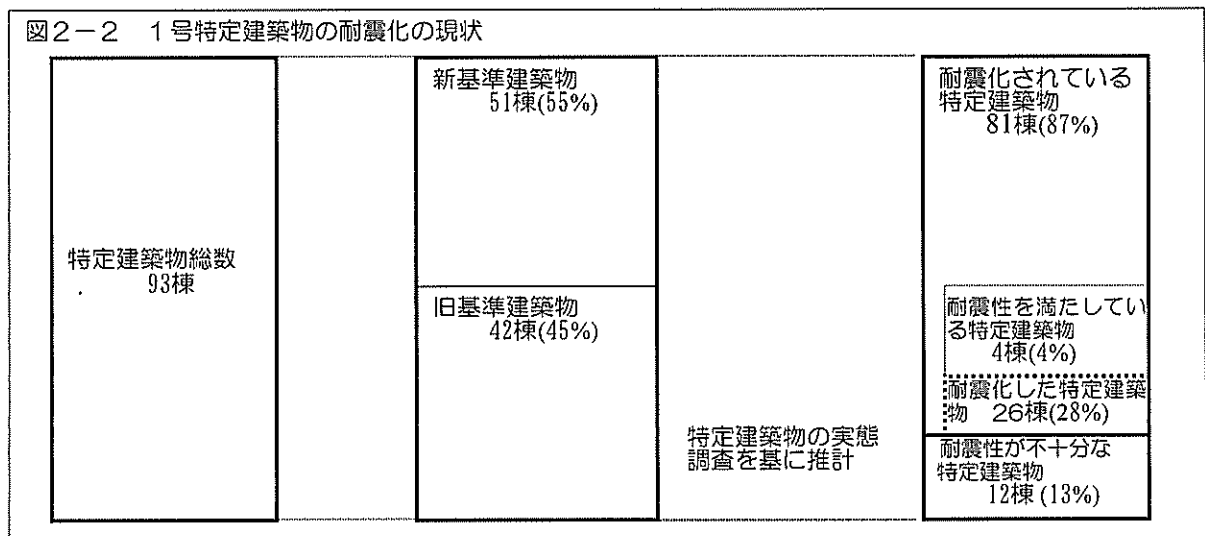
注) A~D は実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が51棟(55%)、「旧基準建築物」42棟のうち、「耐震化した特定建築物」が26棟(28%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が4棟(4%)であることから、「耐震化されている建築物」は81棟となり、市内の1号特定建築物総数93棟のうち87%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が2棟(50%)、「旧基準建築物」2棟のうち、「耐震化した特定建築物」が0棟(0%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は2棟となり、市内の2号特定建築物総数4棟のうち50%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が6棟(60%)、「旧基準建築物」4棟のうち、「耐震化した特定建築物」が0棟(0%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は6棟となり、市内の3号特定建築物総数10棟のうち60%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状





## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

### これまでの市の取り組み

・平成15年度より木造住宅の耐震診断・平成16年度より木造住宅の耐震補強工事に対する補助を実施し、木造住宅の耐震化を推進してきた。平成19年度より建築物耐震診断・分譲マンション耐震補強工事・特定建築物耐震補強工事についても補助を実施する。

### 県の耐震改修促進計画（抜粋）

#### 建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを目標とする。

### 国の基本方針（抜粋）

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%に、1号特定建築物については95%にすることを目標とする。

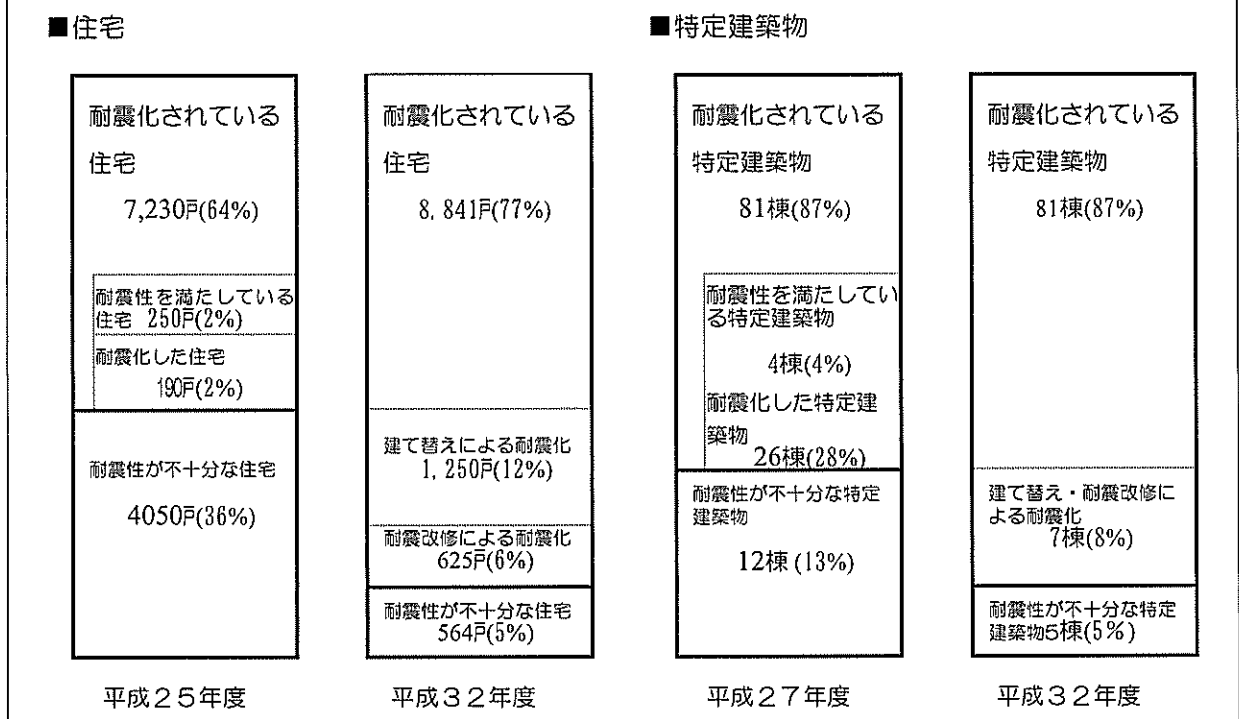
上記目標を達成するため、住宅については3,486戸（うち建て替えによるものが1,250戸、耐震改修によるものが625戸）、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については7棟の耐震化が必要であり、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて検証する。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	82%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	85%		95%
県	住 宅	78%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	86%		95%
市	住 宅	64%	5年後に死者数及び経済被害額を半減させる	95%
	多数利用の建築物	87%		95%

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（平成32年度）



### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設として迅速に対応するための機能の確保に大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

#### (1) 市有施設における耐震化

##### ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、特定建築物の実態調査によると、表2-4のとおりである。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				した D	耐震性を 満たして いる E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	58	28	30	20	3	51	88%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	2	2	0	0	0	2	100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	1	1	0	0	0	1	100%
計	61	31	30	20	3	54	89%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が31棟（51%）、「旧基準建築物」30棟のうち、「耐震化した特定建築物」が20棟（33%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が3棟（5%）であることから、「耐震化されている建築物」は54棟となり、市有特定建築物総数6

1棟のうち89%が耐震化されている。

#### イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

#### ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、平成32年度までに耐震化を完了することを目標とする。

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

#### 建築物の耐震化を促進するための課題

- ・建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・誰に頼んでいいかわからない。
- ・改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・大規模な建物では、関係者の調整が複雑。

### 2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### （1）市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### （2）市・県の役割

- ・市及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、補助制度等の資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

### 3 実施する事業の方針

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助・共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、市民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

#### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

当市では南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていることから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

#### (2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる庁舎、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その

他の防災上重要な建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や人的被害発生の懸念等から、劇場、展示場、百貨店等の不特定多数が利用する特定建築物についても、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

### (3) 緊急輸送道路沿道の建築物

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要因、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、耐促法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路、海津市地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定し、その沿道の建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 海津市建築物等耐震化促進事業

##### ア 海津市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

##### 〈耐震診断〉

平成 15 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは木造住宅について所有者負担を無料化した。

##### 〈耐震補強工事〉

平成 16 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

##### イ 海津市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表 4-1 のとおりである。

表 4-1 耐震化に係る補助の実施状況

(単位：件)

補助事業の種類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
木造住宅耐震診断補助事業	8	17	29	30	16	19
木造住宅耐震補強工事費補助	1	1	1	0	1	3
建築物耐震診断事業費補助	0	0	1	2	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	0	0	0	0	0	0

#### (2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

### (1) 相談体制の整備

#### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

#### イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

### (2) 情報提供の充実

#### ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、市報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

#### イ 各種広報媒体を活用した周知

市報、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

#### ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される耐震化に係る説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

#### エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成19年3月に



地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表（全戸配布）している。

### 3 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

## 第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

### 1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。

